

農地の権利取得に係る許可（農地法第3条）

農地として権利を移転・設定するときは、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要になります。

【農地法第3条の主な許可基準】

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。

- 申請農地を含め、経営する農地の全てを効率的に耕作すること(全部効率利用要件)
- 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- 周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

※ 農地法の一部改正により、下限面積要件は令和5年4月1日より廃止となります。

※ 資産保有・投機目的等の農地の取得であると懸念される場合は認められません。

【農地法第3条許可までの流れ】

申請書の記入	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書及び必要書類を用意する(別添必要書類一覧参照)・ 申請書等の記載欄に必要な事項を記入する <p>※ 申請書の様式はホームページまたは農業委員会事務局窓口までお問い合わせください</p>
申請書の提出/受付	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書を農業委員会事務局に提出する <p>〈 申請書締切 : <u>毎月10日</u>、土日祝の場合、その前の開庁日 〉</p>
申請内容の確認	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書の記載内容の確認及び現地調査を行う・ 農業委員会総会で許可・不許可についての意思決定を行う
農業委員会総会	<p>〈 農業委員会総会 : <u>原則毎月25日</u>、土日祝の場合、翌開庁日 〉</p>
許可書の交付/受領	<ul style="list-style-type: none">・ 農業委員会事務局で許可書を交付 <p>〈 許可書の交付 : 農業委員会総会の翌開庁日 〉</p>

～ ～ 申請に関するご相談は、農業委員会事務局にお問合せ下さい ～ ～

下妻市農業委員会事務局
住所 : 下妻市本城町三丁目13番地
電話 : 0296-45-8991(直通)